

令和7年度第4回福生蔵開き出店者募集要項

1. 趣 旨

国内外から観光資源として注目度が高い「日本酒」を基軸とした二つの酒蔵（田村酒造場・石川酒造）及び福生市営福生駅西口駐車場を拠点に実施する「福生蔵開き」における来場者のふれあいの場、憩いの場として、賑わいの創出をするため出店者を募集する。

2. 主 催

本事業の主催者は、福生蔵開き実行委員会（福生市商工会）とする。

3. 開催日時

開催日は令和7年11月8日（土）の1日間とし、

開催時間は田村酒造場及び石川酒造において10時から16時まで、

福生市営福生駅西口駐車場において12時から18時までとする。

4. 開催場所

田村酒造場、石川酒造、福生市営福生駅西口駐車場の敷地内とする。

5. 出店内容及び募集出店数

実施内容は、次のとおりとする。

a 田村酒造場、石川酒造会場

（1）販売の部（次のいずれかに該当し、食品にあっては、保健所において臨時出店届の許可が得られるもの）

ア 日本酒のつまみにあう出店品目であること。

イ 東京都西多摩地域産の食材を使った出店品目であること。

ウ 自店で通常販売している商品等のPR及び販売であること。

（2）募集出店数は17区画程度とする。

ア 田村酒造場 4区画程度

イ 石川酒造 4区画程度。ただし、キッチンカー 2台を含む

b 福生市営福生駅西口駐車場 第3会場（ビールフェス会場）

（1）販売の部（次のいずれかに該当し、食品にあっては、保健所において臨時出店届の許可が得られるもの）

ア ビールのつまみにあう出店品目であること。

イ 東京都西多摩地域産の食材を使った出店品目であること。

ウ 自店で通常販売している商品等のPR及び販売であること。

（2）募集出店数は9区画程度。ただし、キッチンカー4台を含む

6. 参加資格者（団体）及び条件

- (1) 福生市内に事業所を有する当会会員事業所
- (2) 主催者が特に認めた事業所、協賛、協力団体等
- (3) 上記のいずれかを満たし、出店者説明会に出席できる事業所等

7. 出店申込

- (1) 上記の出店申込に関しては、9月上旬に募集を行なうものとする。
- (2) 出店者については、実行委員会で内容を精査し決定する。
- (3) 出店者に関しては、別紙出店申込書に必要事項を記入し、令和7年9月8日（月）から9月26日（金）までに申込みを行うものとする。
- (4) 申込者多数の場合は、抽選とする。

8. 出店者募集及び開催周知

- (1) 商工会全会員宛募集チラシ郵送
- (2) 商工会各部会を通じ周知
- (3) チラシ・商工会ホームページにより周知

9. 出店に関する事項

- (1) 区画割り
 - (ア) 出店者が使用できる区画は、1区画とする。
 - (イ) 区画の割り当ては、主催者が行う。
- (2) 区画の数量及び規格
 - (ア) テント数 1出店者テント1／2張
規格：間口360cm、奥行270cm
 - (イ) 机数 1張につき2脚
規格：長さ180cm、幅60cm、高さ75cm
 - (ウ) テーブルクロス 1張につき2枚
 - (エ) パイプ椅子 1張につき2脚
- (3) 出店料
 - (ア) 1区画 15,000円（税込）
ただし、当日売上報告を行った場合、売上の10%を出店料として後日差額を返金する。
 - (イ) 荒天等の中止の場合、出店料は返金する。
 - (ウ) 出店者説明会以降のキャンセルについては、出店料は返金しない。
 - (エ) 令和4年度～令和6年度に新商品開発事業に参加された事業者は開発した新商品提供に限り出展料を免除する。

(4) 搬入・搬出

a 田村酒造場、石川酒造会場

(ア) 販売品等の搬入は、11月8日（土）8時30分から9時30分までとする。

搬出は11月8日（土）16時30分から17時30分までに完了するものとする。

(イ) 開催時間内における搬入出は、出品物の補充以外原則として行わないものとする。

b 福生市営福生駅西口駐車場 第3会場（ビールフェス会場）

(ア) 販売品等の搬入は、11月8日（土）10時30分から11時30分までとする。

搬出は11月8日（土）18時30分から19時30分までに完了するものとする。

(イ) 開催時間内における搬入出は、出品物の補充以外原則として行わないものとする。

(5) 出店物の管理

出店物の管理は、原則として出店者の責任において行うものとする。

(6) 出店者の遵守事項等

(ア) 会場内への車輌乗入れは、搬出入時のみとする。ただし、食品衛生上会場内で食料品を保冷しておかなければならぬ場合に、保健所の指示によるものや主催者が特に認めた場合は、この限りでない。

(イ) 火気を使用する場合は、消火器（10型；薬剤料3kg程度のもの）を用意できる事業所等

(ウ) 店内及び店頭に搬入した器材及び排出されたゴミは、各自持ち帰ること。

(エ) 出店者は、酒類の販売をしないこと。

(オ) その他、主催者の指示に従うこと。

10. 実績報告

事業終了後は速やかに売上等事業報告書を作成し、主催者の承認を得るものとする。

11. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は主催者において決定する。